



令和5年度

一般会計資金収支決算

説明資料

社会福祉法人大熊町社会福祉協議会

目次（説明順）

1. 法人全体の支出（構成割合、前年度決算との比較）
2. 法人全体の収入（構成割合、前年度決算との比較）
3. 法人全体の収支の概要（当期末支払資金残高の解説）
4. 補助事業別の収支のあらまし（町補助金、その他）
5. 受託事業別の収支のあらまし
6. 社会福祉事業基金の活用状況

この資料の説明

(前提)

- この資料は、議案資料中の計算書類における要点を簡潔明瞭にまとめることを目的に作成しました。

(凡例)

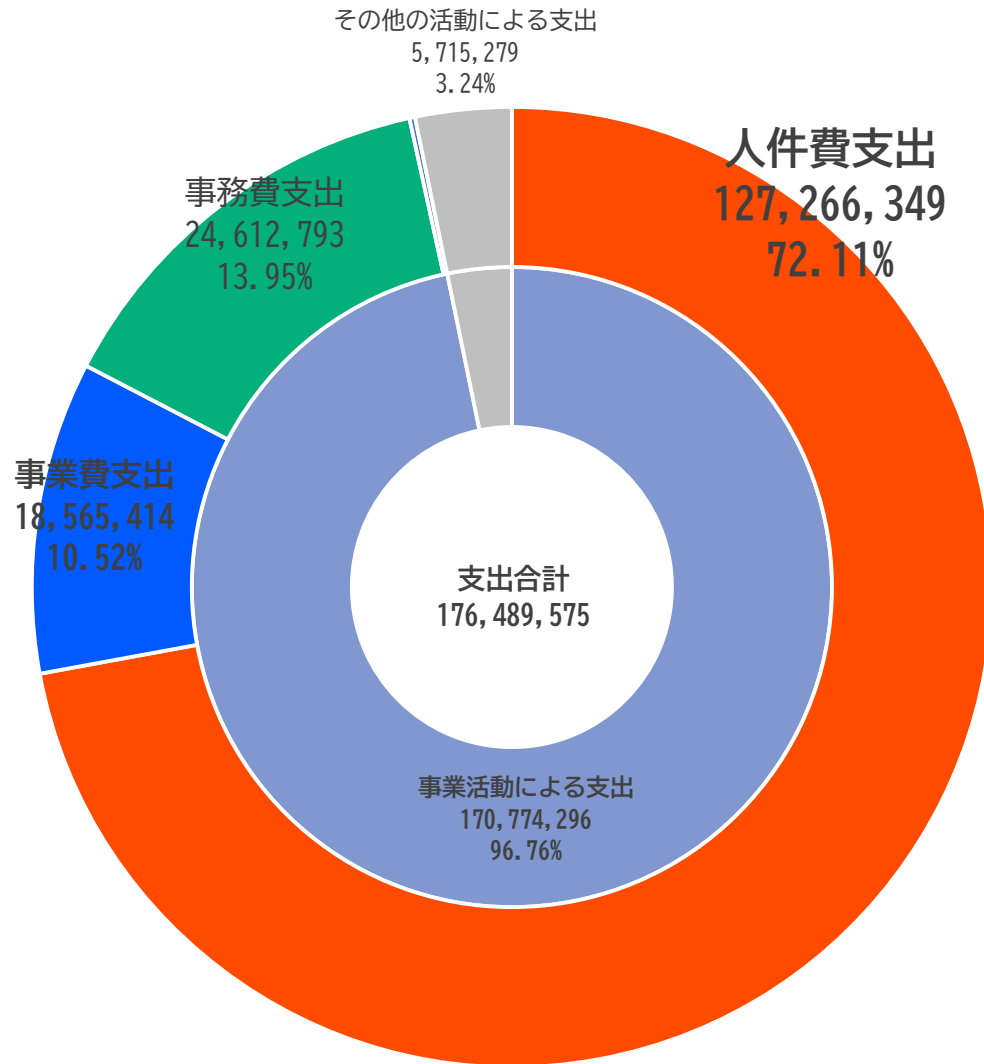
- 記載するページ番号は、議案資料に対応（枝番の末尾のみを記載）
例) この資料の“6[㊦]” = 議案資料の“○-6”
→ (※決算のみ) ページ前に付がっているものは、付属明細書のページ番号です。
例) この資料の“附20[㊦]” = 議案資料、付属明細書の“○-20”
- 以下のとおり括弧を使い分け（図表など一部除く）
【○○○】 会計上の拠点区分（2[㊦]の総括表を参照）
「○○○」 勘定科目、主に中科目
- 勘定科目の説明については、以下の表を用います。

①ページ番号	【②会計区分】	「③勘定科目」	④決算額	⑤前年度決算	(⑥比較増減)
⑦補足説明欄					

- ①ページ番号：議案資料中のページ番号、※は特定困難な場合（全体に係るもの等）
- ②会計区分：議案資料右上の“事業・拠点”に従い【○○○】で表記（法人単位の場合を除く）
- ③勘定科目：議案資料に従い「○○○」で表記（ただし事業科目を引用する場合であっても資金科目で記載）
- ④～⑤：それぞれ議案資料に準拠、単位は円（②で複数区分を記載の場合は合算額）
- ⑦補足説明欄：増減の理由や積算根拠などの特に説明を要する事項を記載

(余白ページ)

○法人全体の支出



○支出のほぼすべてが直接的な事業関連経費
(=「事業活動による支出」に属する支出)

○中でも、「人件費支出」が大半
→法人の**支出全体の4分の3弱**

(用例)

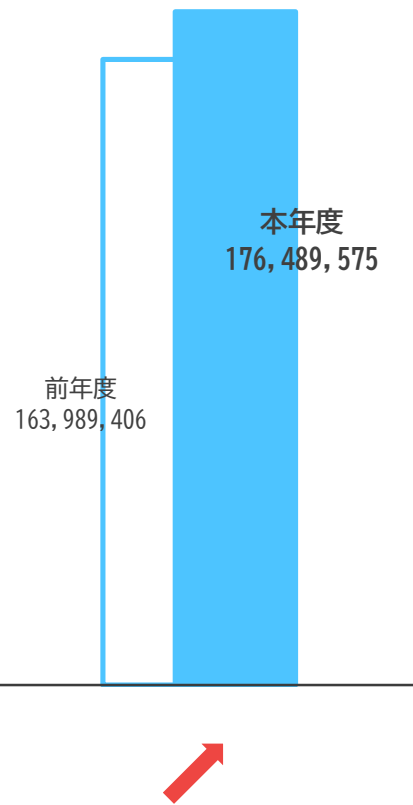
- 円グラフは、支出合計に占める科目等の金額および割合を示したものです
- 外側から順に、主要な大科目別→部門※別→支出合計（中心白抜き）を表します
※資金収支計算書は、「事業活動による収支」・「施設整備等による収支」・「その他の活動による収支」の3部門+予備費支出+期末支払資金残高で構成される
- 中心の支出合計の金額は、7分の「事業活動支出計(2)」、「施設整備等支出計(5)」、「その他の活動支出計(8)」の決算(B)欄の合計です

(解説の補足)

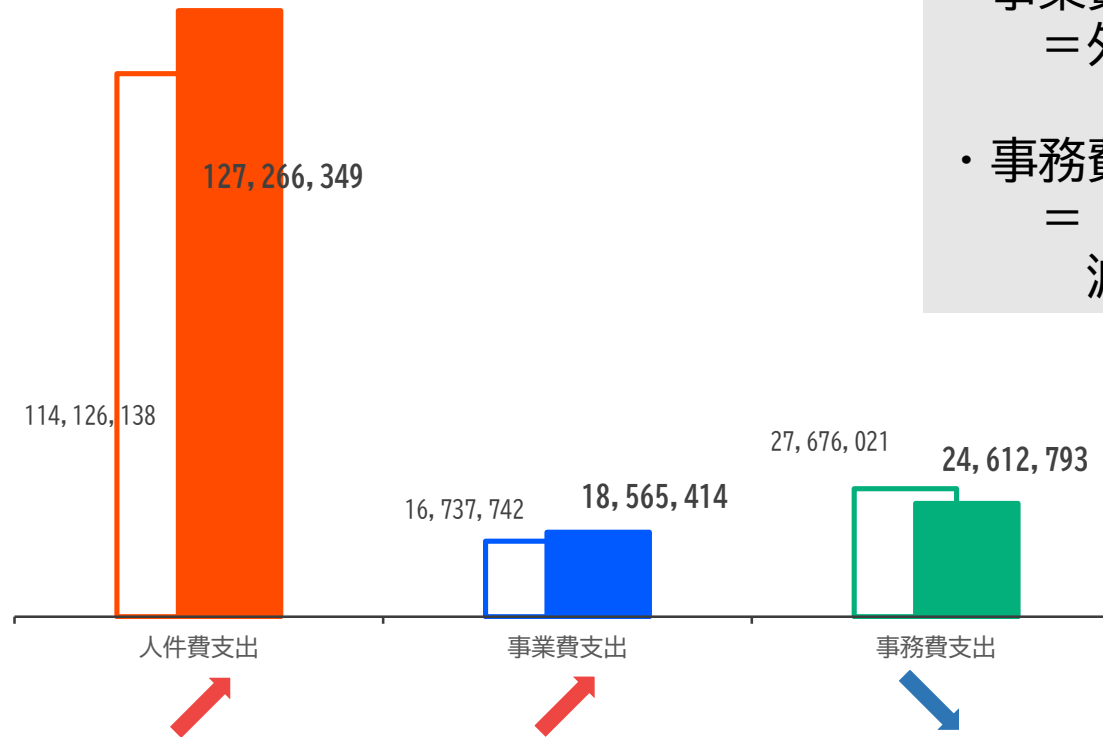
- 年度中の入・退職を含む実員数は28名
→うち、常勤職員25名（うち、期中退職1）+ パートタイム3名（うち、期中退職1）
- 参考）前年度の支出総額（163,989,406）に占める人件費（114,126,138）の割合は69.59%

○法人全体の支出－前年度との比較

〈支出全体〉



〈事業活動支出の主要科目別〉



○支出合計：7%上昇
＝主に人件費の上昇に起因

・事業費：1割上昇
＝外出支援サービスの実績増

・事務費：1割減少
＝【法人運営】「業務委託費支出」の減額（10%⁻）

(用例)

- ・〈支出全体〉と〈主要科目別〉とで、縦軸の比率が異なります。
- ・上の棒グラフの前年度金額は、前年度決算に基づいています。

(解説の補足)

- ・人件費支出の増額に関連する主な科目の補足

9号	※法人全体	「職員給料支出」	81,985,167	74,798,107	(+7,187,060)
(1)基本給の増額 =①年度更新による定期昇給 +180万円/年、②給与規程改正による上昇 +130万円/年 (3)通勤手当の上昇 =①現況による増 +180万円/年、②高速料金の支給(11月~3月) +150万円					

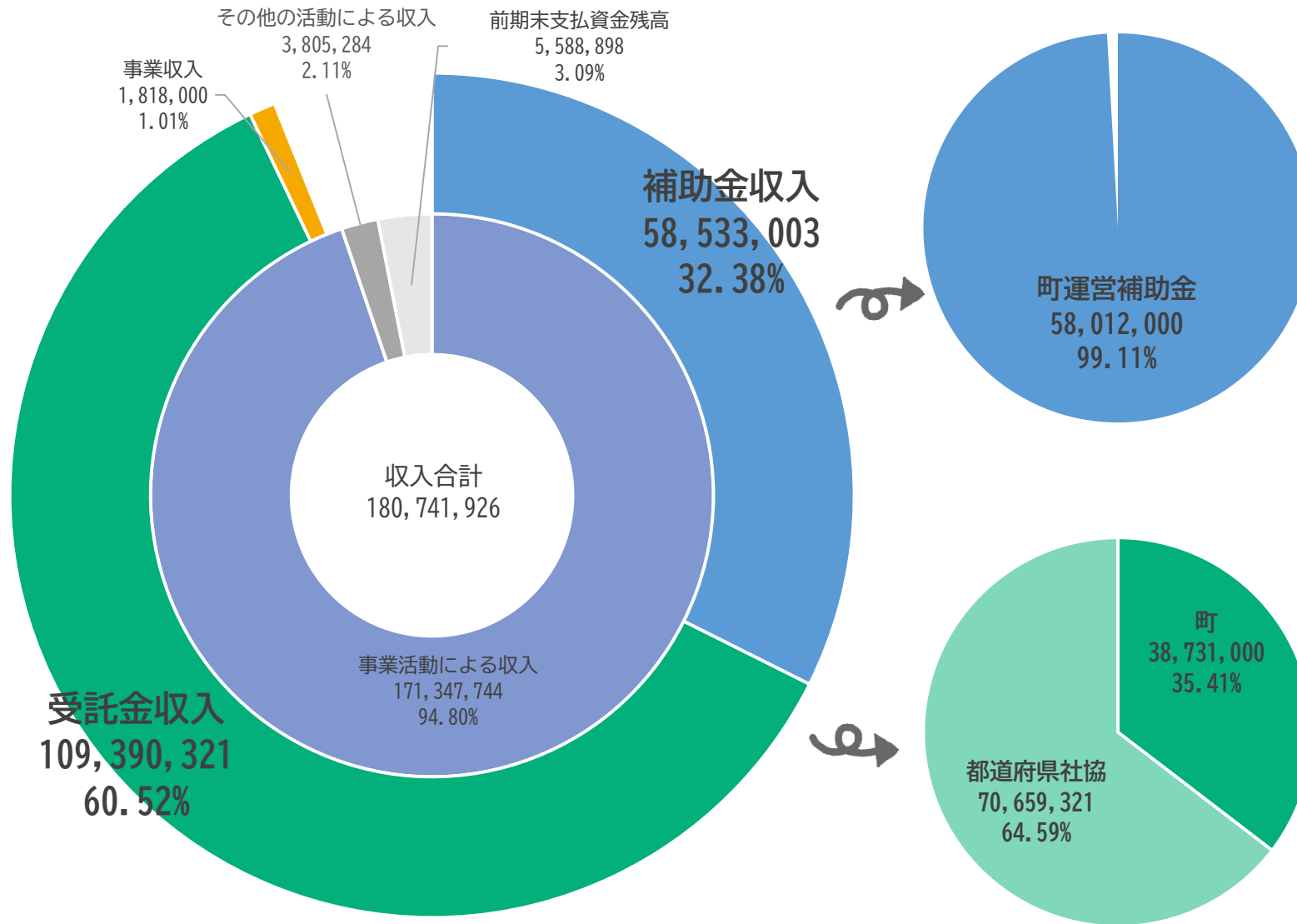
9号	※法人全体	「職員賞与支出」	24,699,252	22,242,537	(+2,456,715)
増額要因=①勤勉手当支給対象職員への転換 +100万円、②給与規程改正による増 +100万円/2回計					

36号	【法人運営】	「退職給付支出」	3,523,268	6,599	(+3,516,669)
正職員1名の退職一時金の支給					

- ・事業費支出の増額に関連する主な科目の補足

97号	【高齢者等サポート拠点】	「業務委託費支出」	9,379,259	8,250,180	(+1,129,079)
・大熊拠点の外出支援サービスの実績増 +120万円 ※その他配食サービス、および外出支援サービスの支出額ベースの実績として、中通り管内は微増、いわき管内および会津管内は減少(上記ページ+【在宅福祉サービス】62号を参照)					

○法人全体の収入



○補助金+受託金で全体の9割
⇒収入全体に対する
交付元ごとの割合は

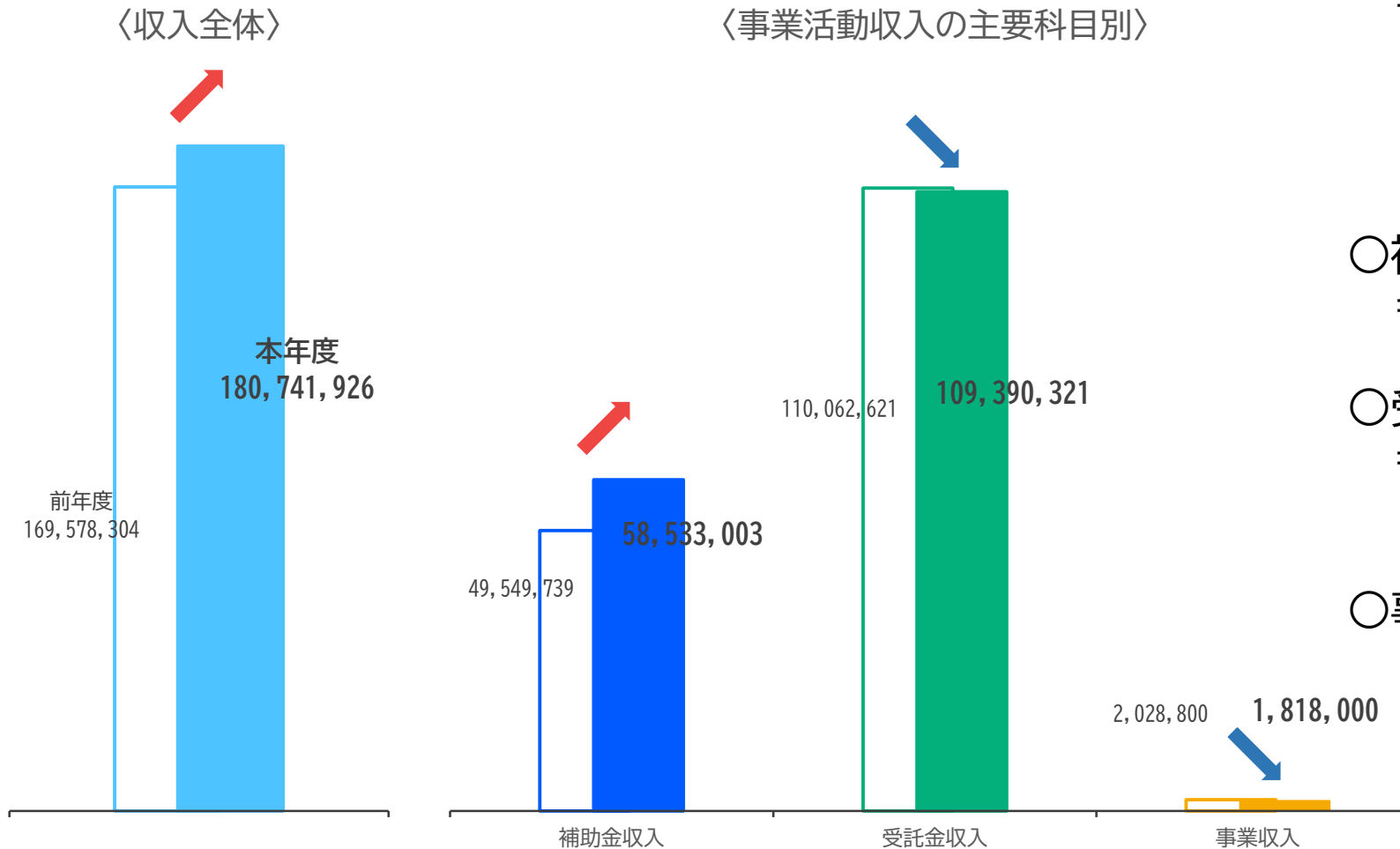
大熊町：5割

福島県社協：4割

(用例)

- ・大きな円グラフは、収入合計にしめる科目等の金額および割合を示したものです。
- ・外側から順に、主要な大科目別→部門※別→支出合計（中心白抜き）を表します。
※資金収支計算書は、「事業活動による収支」・「施設整備等による収支」・「その他の活動による収支」の3部門+予備費支出+期末支払資金残高 で構成される
- ・中心の収入合計の金額は、「事業活動収入計(1)」：5割、および7割の「施設整備等収入計(4)」、「その他の活動による収入計(7)」、「前期末支払資金残高(12)」の決算(B)欄の合計です。
- ・小さな円グラフ2つは、主要な財源である「経常経費補助金収入」および「受託金収入」（ともに5割）の総額をそれぞれ1としたときの、交付元ごとの割合を表したものです。

○法人全体の収入－前年度との比較



○収入合計：6%の上昇
 = (1) 人件費支出の増に伴う交付財源の増
 (2) 退職一時金支給に伴う取崩収入の増

○補助金収入：2割の上昇
 = 人件費支出の増に伴う交付額増

○受託金収入：微減
 = 配置人数の減に伴う相談員配置事業委託費の減少

○事業収入：1割の減少
 = 配食サービスの実績減による

(用例)

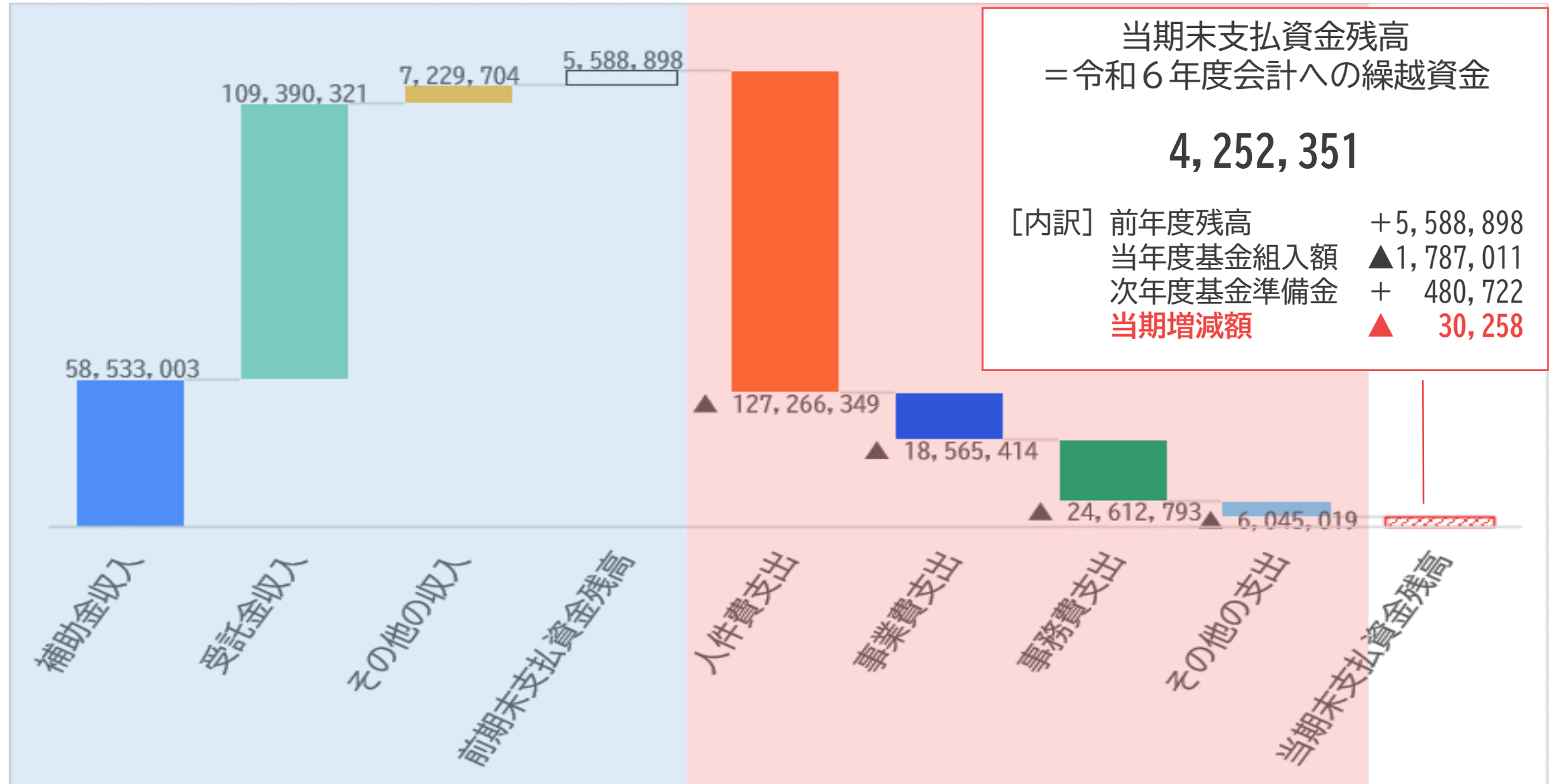
- ・〈収入全体〉と〈主要科目別〉とで、縦軸の比率が異なります。
- ・上の棒グラフの前年度金額は、前年度決算に基づいています。

(解説の補足)

- ・〈収入全体〉の前年度からの上昇分 +11,163,622円 のうち、退職一時金支給に対応する計上分がおよそ+350万円です。
→残りの800万円弱が、その他人件費支出の上昇に対応したものです。
- ・「補助金収入」および「受託金収入」の詳しい解説は後述します。
- ・事業収入の主な科目の補足

9割	※法人全体	「利用料収入」	1,732,000	1,956,000	(△224,000)
<ul style="list-style-type: none"> ・配食サービスの利用実績に伴う減額 →97割【高齢者等サポート】に計上するいわき拠点の減額が大部分を占める。 					

○法人全体の収支



(用例)

- ・このグラフは、薄い青色部分が資金の増加、薄い赤色部分が資金の減少を表しており、最も右側の赤色の棒グラフで収支差額（「当期末支払資金残高」：8^{百万}）を表したものです。
- ・赤枠の当期末支払資金残高の内訳に記載する“基金組入額”および“基金準備金”とは、本会基金運用の事務取扱いに基づく独自の用語です。
 - 前年10月から当年9月までの寄付受納額を基に、当年度分の社会福祉事業基金組入額として積み立てています。
 - 令和4年度末支払資金残高の約560万円に含まれる、令和4年10月から翌年3月まで（前年度会計期間中）の受納額を“当年度基金組入額”として表わしています。
 - また、令和5年10月から翌年3月（当年度会計期間中）の受納額は、令和6年度会計期間における基金組入の原資となることから、“次年度基金準備金”として表しています。
- ・“当期増減額”とは、上記の基金として明確に区別すべき金額を除く自主財源のうち、令和5年度会計期間における、事業活動に起因した純粋な増減額を表しています。

(解説の補足)

☆令和5年度における減額の要因は、以下の累積によるものです。

- ①予算措置の関係上発生する、受託事業の被交付金額を上回る事業経費の本会手出し
- ②過年度取り崩した社会福祉基金の残高の支出額

○補助事業別の収支のあらまし（１）町補助金

補助金種別	収入 当該補助金の交付額	支出 収入に係る総額	差し引き プラス：返還 マイナス：本会の手出し	備考
町運営補助金	58,012,000	57,671,444	+340,556	<ul style="list-style-type: none"> ・法人単位合算額 ・収入＝「市区町村補助金収入」：5^号 ・支出＝最終の交付決定通知書記載額
(内訳)				
①法人運営	29,856,168	29,781,215	+74,953	・収入：36 ^号
②ボランティア活動事業	72,000	72,796	▲796	・収入：67 ^号
③高齢者等サポート拠点	1,826,832	1,826,832	±0	・収入：95 ^号
④生活支援相談員配置事業	26,257,000	25,990,601	+266,399	・収入：103 ^号

(解説)

- ・ 差し引き欄の拠点区分ごとの清算額は便宜上の数値です。
→ 予算措置等の関係で、全額を【生活支援相談員配置事業】より拠出しています。（「返還金支出」：103千円）
- ・ 上表の収入欄は、最終補正予算に基づき、実際に交付を受けた額で記載しています。
- ・ 上表の支出欄および差し引き欄の、拠点区分ごとの補足説明は以下のとおりです。
 - ① ・ [総務管理] 区分で 75,537円の余り = 「市区町村補助金収入」附9千円 29,841,168円から、対応する支出 29,765,631円（「事業活動支出計(2)」：附10千円と「退職手当積立基金預け金支出」：附11千円の合計から、他財源措置対応経費を控除した額）との差し引き
→ 「旅費交通費支出」（事業費および事務費：ともに40千円）の予備的措置相当額を中心とした剰余
 - ・ [苦情解決事業] 区分で 584円の不足 = 「当期資金収支差額合計(10)」：附11千円と一致
 - ② 「当期資金収支差額合計(11)」：68千円と一致
 - ③ ・ [いわき拠点] 区分に配置する職員の診療所出向に係る財源として計上
・ 「経常経費補助金収入」の全額を、「人件費支出」および「旅費交通費支出」の財源の一部として充当（いずれの科目も 附18千円）
・ 併用する町受託金の収支計算を容易にする目的で、期中に [法人運営] 区分との間で按分調整を行ったことにより、差し引きなしとして計上
 - ④ ・ 事業経費のうち、福島県社協からの委託費措置の超過分の財源として計上
・ 事務的経費の不用額（「旅費交通費支出」や「賃借料支出」：ともに103千円）として返還

○補助事業別の収支のあらまし（２）その他

補助金種別	収入 当該補助金の交付額	支出 収入に係る総額	差し引き プラス：返還 マイナス：本会の手出し	備考
①あんしんサポート 生活支援員活動費等助成金	7,200	7,200	0	・ [あんしんサポート] 区分 ・ 「県社協補助金収入」：附9号
②－1. 台湾友好基金地域 福祉活動助成金 (交流事業)	220,000	228,871	▲ 8,871	・ 「その他の補助金収入」：附12号 ・ 支出超過相当分は、基金取崩にて 財源措置
②－2. 同上 (避難者支援事業)	80,000	181,343	▲ 101,343	・ 「その他の補助金収入」：55号 ・ 支出超過相当分は、基金取崩および 繰越金にて財源措置
③－1. 共同募金配分金 (一般募金分)	83,433	83,433	0	・ 収入としての計上は74号 ・ 交流事業経費：附12号の財源の一部 として活用
③－2. 共同募金配分金 (地域歳末募金分)	130,370	130,370	0	・ 収入としての計上は74号 ・ 【法人運営】「広報費支出」：37号 の財源として活用

(解説)

- ・ 上表の差し引き欄の拠点区分ごとの清算額は便宜上の数値です。
- ・ 上表の収入欄は、最終補正予算に基づき、実際に交付を受けた額で記載しています。
- ・ 上表の支出欄および差し引き欄の、拠点区分ごとの補足説明は以下のとおりです。
 - ① ・ 後述スライドの受託金において収支調整のため、過不足なし
 - ② - 1. ・ 差し引き欄は、同区分で計上する認知症カフェ事業（町受託、後述）関連経費を除いた記載
= 「当期資金収支差額合計(10)」：附13号 △1,643円から、基金による財源措置10,000円と
認知症カフェ事業の支出超過分△2,772円を差し引いた額
 - ② - 2. ・ 差し引き欄 = 「事業活動資金収支差額合計(3)」：53号と一致
 - ③ - 1. ・ 上記② - 1. で収支調整のため、過不足なし
 - ③ - 2. ・ 前出の町補助金において収支調整のため、過不足なし

○受託事業別の収支のあらまし（１）社会福祉事業

受託事業別 ※契約ごとに記載	収入 当該受託金の交付額	支出 収入に係る総額	差し引き プラス：返還 マイナス：本会の手出し	備考
①あんしんサポート事業	180,000	182,023	▲ 2,023	・【法人運営】 ・「都道府県社協受託金収入」：附9頁
②認知症カフェ事業	27,000	29,772	▲ 2,772	・【地域福祉支援事業】－【交流事業】 ・「市区町村受託金収入」：附12頁
③生活支援体制整備事業	6,182,000	6,182,000	± 0	・【地域福祉支援事業】－【生活支援体制整備事業】 ・「市区町村受託金収入」：附12頁
④在宅福祉サービス事業	3,978,000	3,838,472	+ 139,528	・大熊、中通り拠点の合算 ・「市区町村受託金収入」：60頁 →拠点別内訳は附14頁
⑤生活福祉資金貸付事業	1,088,500	323,398	+ 765,102	・生活援助資金貸付事業区分 ・「都道府県社協受託金収入」：81頁

(解説)

- ・ 上表の差し引き欄の拠点区分ごとの清算額は便宜上の数値です。
- ・ 上表の収入欄は、最終補正予算に基づき、実際に交付を受けた額で記載しています。
- ・ 上表の支出欄および差し引き欄の、拠点区分ごとの補足説明は以下のとおりです。
 - ①・ 差し引き欄 = 「当期資金収支差額合計(10)」：附11号と一致
 - ②・ 差し引き欄は、町への実績報告に基づく（別途区分管理する実績額により算出）
 - ③・ 差し引き欄 = 「事業活動資金収支差額合計(3)」：附13号と一致
 - ④・ 差し引き欄 = 「返還金支出」：60号と一致
 - ・ 上記支出は、予算措置等を考慮して、中通り拠点で一括計上
 - ・ 「旅費交通費支出」および「業務委託費支出」（ともに60号）の予備的措置相当額の返還
 - ⑤・ 差し引き欄 = 「返還金支出」：81号と一致
 - ・ 交付額の内訳として、本則分73,500と特例分1,015,000のうち、特例分の用途が限定的であることから福島県社協と事前調整のうえ大部分を返還対応とした。

○受託事業別の収支のあらまし（２）公益事業

受託事業別 ※契約ごとに記載	収入 当該受託金の交付額	支出 収入に係る総額	差し引き プラス：返還 マイナス：本会の手出し	備考
①高齢者等サポート拠点 ・大熊拠点事業	13,119,000	12,839,027	+ 279,973	・「市区町村受託金収入」：附18頁
②高齢者等サポート拠点 ・いわき拠点事業	15,425,000	15,275,830	+ 149,170	・「市区町村受託金収入」：附18頁
③生活支援相談員配置事業	69,390,821	69,307,437	+ 83,384	・大熊、いわき、中通り拠点の合算 ・「都道府県社協受託金収入」：103頁

(解説)

- ・ 上表の差し引き欄の拠点区分ごとの清算額は便宜上の数値です。
- ・ 上表の収入欄は、最終補正予算に基づき、実際に交付を受けた額で記載しています。
- ・ 上表の支出欄および差し引き欄の、拠点区分ごとの補足説明は以下のとおりです。
 - ① ・ 差し引き欄 = 「返還金支出」：附18号と一致
 - ・ 最終補正予算策定以降の外出支援サービス利用の急増を見越して計上した「業務委託費支出」：95号の
 剰余分の返還
 - ② ・ 差し引き欄 = 「返還金支出」：附18号と一致
 - ・ 実績に応じた「業務委託費支出」：95号の剰余分を中心とした返還
 - ③ ・ 差し引き欄は、福島県社協の委託費算定に基づく剰余分を計上
 - ・ 交付額算定における人件費措置の過交付額を中心とした返還

○社会福祉事業基金の活用状況

活用事業別	計画 最終補正予算計上額	実績	差し引き プラス：剰余 マイナス：他財源の充当	備考
①職員資格取得助成金の支給	190,000	185,486	+ 4,514	<ul style="list-style-type: none"> ・決定（交付）件数：1件 ・「福利厚生費支出」：36^千に充当
②地域福祉支援事業 －交流事業	10,000	8,871	+ 1,129	<ul style="list-style-type: none"> ・町内を中心とした各種事業経費の財源として ・「事業費支出」の各科目：附12^千に充当
③避難者支援事業	100,000	101,343	▲ 1,343	<ul style="list-style-type: none"> ・いわき地区交流会経費の財源として ・支出全般：53^千に充当 ・不足分は繰越金にて財源措置
④サポート拠点（大熊） －地域交流サロン事業	50,000	52,519	▲ 2,519	<ul style="list-style-type: none"> ・委託費対象外経費の財源として ・「会議費支出」：附18^千に充当 ・不足分は繰越金にて財源措置
(法人全体)	350,000			<ul style="list-style-type: none"> ・「社会福祉事業基金積立資産取崩収入」：7^千

(解説)

- ・ 上表の計画欄は、最終補正予算に基づき、実際に基金を取り崩した額で記載しています。
- ・ 上表の差し引き欄は便宜上の数値です。(先述の他収入などの記載と一部重複)
- ・ 基金に剰余が発生している場合(差し引き欄がプラス)、次年度以降に繰り越して、同一もしくは類似事業の財源として活用する。
⇒別途台帳を作成の上、厳密に管理する。